（特定販売業の承継の届出）

第十一条　法第十四条第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者（以下この項において「承継者」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三号による承継届出書に次に掲げる書類を添付して、当該地位を承継された特定販売業者に係る法第十二条の登録をしていた税関長に提出しなければならない。ただし、税関長が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該承継者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、承継者に係る前条第一項第一号イに掲げる住民票の抄本を添付することを要しない。

［一～四　略］

2　［略］

（特定販売業者の商号等の変更の届出）

第十二条　特定販売業者は、法第十五条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号による変更届出書をその者に係る登録をしている税関長に提出しなければならない。この場合において、当該特定販売業者は、住民票の抄本その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、税関長が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該特定販売業者の氏名、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、住民票の抄本を添付することを要しない。

（法第十五条第二号に規定する財務省令で定めるとき）

第十二条の二　法第十五条第二号に規定する財務省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一　特定販売業者に法定代理人（自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する成年後見人、保佐人又は補助人に限る。以下次号及び第三号において同じ。）が新たに選任されたとき。

二　特定販売業者の法定代理人の氏名、商号、名称又は住所に変更があつたとき。

三　特定販売業者の法定代理人が法人である場合において、その代表者の氏名又は住所に変更があつたとき。

（準用）

第十六条　第九条第二項、第十条（第三項を除く。）、第十一条（第一項ただし書を除く。）及び第十二条（ただし書を除く。）から第十三条までの規定は、製造たばこの卸売販売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十二条	法第十五条	法第二十一条において準用する法第十五条
	別紙様式第七号	別紙様式第十五号
税関長		財務局長又は福岡財務支局長

（特定販売業の承継の届出）

第十一条　法第十四条第一項の規定により特定販売業者の地位を承継した者（以下この項において「承継者」という。）は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三号による承継届出書に次に掲げる書類を添付して、当該地位を承継された特定販売業者に係る法第十二条の登録をしていた税関長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

（特定販売業者の商号等の変更の届出）

第十二条　特定販売業者は、法第十五条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号による変更届出書をその者に係る登録をしている税関長に提出しなければならない。この場合において、当該特定販売業者は、住民票その他の変更の事実を証明する書類を添付しなければならない。

［条を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（準用）

第十六条　第九条第二項及び第十条から第十三条までの規定は、製造たばこの卸売販売業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第十二条	［新設］	［新設］
	別紙様式第七号	別紙様式第十五号
税関長		財務局長又は福岡財務支局長